

## 市第24号議案

### 横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

「 <table border="1"><tr><td>横浜市桜道コミュニティハウス</td></tr></table> 」	横浜市桜道コミュニティハウス	を	
横浜市桜道コミュニティハウス			
「 <table border="1"><tr><td>横浜市桜道コミュニティハウス</td></tr><tr><td>横浜市日野南コミュニティハウス</td></tr></table> 」	横浜市桜道コミュニティハウス	横浜市日野南コミュニティハウス	に改める。
横浜市桜道コミュニティハウス			
横浜市日野南コミュニティハウス			

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

### 提 案 理 由

横浜市日野南コミュニティハウスを設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市地区センター条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

別表第1（第1条第2項）

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市桜道コミュニティハウス	横浜市港南区
<u>横浜市日野南コミュニティハウス</u>	
(省 略)	